

高松市監査委員告示第26号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年10月29日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	中	村	伸	一
同	杉	本	勝	利

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)

(令和3年10月29日)



An audit committee member of Takamatsu city

 高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp



監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

R3.10.29

措置通知No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	R元	R2.2.28	第4号	指摘【重点】	売却により「公有財産（土地）処分報告書」を提出しなければならないところ未提出となっており、公有財産管理システムに普通財産として登録されたままとなっているもの	P24	都市整備局	道路管理課	R3.10.8

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 【重点】 …… 「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成31年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指 摘 【重点】		
指摘の項目	売却により「公有財産（土地）処分報告書」を提出しなければならないところ未提出となっており、公有財産管理システムに普通財産として登録されたままとなっているもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月8日
所管課等	都市整備局 道路管理課
措置結果	本件指摘事項については、令和3年4月1日付けで公有財産（土地）処分報告書を提出し、公有財産管理システムから削除した。 また、再発防止に努めるよう、課内回覧を通じて情報共有し、適正に事務を行うこととした。